

(平成21年10月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 5 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月まで

夫の納付記録を照会した平成 19 年に、私の記録も確認したところ、昭和 49 年 5 月から 51 年 3 月まで期間及び 51 年 4 月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間①については、自分が保険料を納付した記憶は無いものの、結婚前の旧姓で、父が、納付していた可能性があるので、詳しく調査し納付事実があれば訂正してほしい。

また、申立期間②については、結婚した昭和 53 年 5 月ころに、当時 4 年分の保険料の未納があり、A 村役場から直近の 2 年分の保険料に係る督促状が届いたので、その督促状に従って、夫が、保険料を納付したはずである。

このため、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間②の保険料について、国民年金加入時にまとめてその夫が納付したと主張しており、事実、加入時において時効未到来であった申立期間②に係る過年度納付書が発行されたと推認できることから、当該保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立人は、両申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人の夫の職業は、婚姻の前後において変化はなく、夫の資力に変化がなかったことが推認できることから、過年度納付が可能であった申立期間②の保険料を納付しなかったとは考え難い。

2 一方、申立人は、昭和 53 年 5 月ころに、その夫が申立期間①の保険料を一括納付したと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、53 年 5 月ころと考えられ、この時点では、申立期間①については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、申立期間①の保険料について、特例納付したことはないとしており、事実、この期間の保険料について、特例納付により納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、その父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料を納付していた可能性があるとして主張しているが、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、その父も既に他界しているため、申立期間①当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から同年 6 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から同年 6 月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 51 年 4 月から同年 6 月までの付加保険料が未納とされていた。

昭和 46 年 12 月*日の婚姻後、国民年金に加入し、過去の未納期間の保険料を納付した。申立期間については、昭和 50 年 10 月から付加保険料の申し出をし、60 年 1 月に共済組合に加入するまで定額保険料と一緒に納付していたはずである。

このため、申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人は、申立期間の付加保険料を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立期間当時、申立人の居住地の市役所においては、定額保険料と付加保険料を一つの納付書によりその合算額を納付する仕組みであったことが確認できることから、定額保険料と付加保険料と一緒に納付していながら、定額保険料が納付済みとなり、付加保険料のみが未納となるとは考え難い。

さらに、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、申立期間及び申立期間前後の保険料を現年度納付していることが確認でき、付加保険料については、現年度納付の場合のみ納付が認められることから、申立期間の付加保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年7月から47年3月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間については、父が、国民年金の加入手続を行い、その後、過去の未納期間の保険料をまとめて納付してくれたと聞いている。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、申立期間直後の昭和47年4月から同年6月までの保険料について、第2回特例納付制度を利用して納付していることが確認できるが、特例納付による収納は、基本的に先に経過する月の分から順次行うこととなっているため、申立期間の保険料を納付せずに、申立期間直後の保険料のみを特例納付させたことは、行政側の申立人に係る事務手続が適正に行われていなかったものと考えられる。

また、申立期間は9か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 10 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月から 53 年 3 月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 51 年 10 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。

昭和 53 年ごろまで、夫婦共に国民年金に未加入だったため、夫が、A 市役所において、夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。

申立期間については、夫が、夫婦二人分の過去 2 年分の保険料をさかのぼって納付してくれたと聞いており、夫は保険料が納付済みとなっている。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和 53 年 12 月ごろと考えられ、この時点において、時効未到来である申立期間の保険料を納付することは可能であり、事実、社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立期間の保険料を一緒に納付したとするその夫の保険料については、過年度納付されることが確認できることから、申立人の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、申立人の夫は、申立期間の保険料を納付したとする昭和 53 年当時、飲食店を営んでおり、申立期間の前後において、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間に係る夫婦二人分の保険料を納付するのに経済的な問題は無かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から同年7月21日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社に勤務していた平成4年1月1日から同年7月21日までの期間に係る標準報酬月額が、遡及して大幅に引き下げられていることが判明した。この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、44万円と記録されていたところ、申立人が同社において被保険者資格を喪失した日である平成4年7月21日より後の5年1月4日付けで、4年1月1日に遡及して訂正され、30万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の社会保険事務担当者からは、申立期間当時、同社は厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所の職員と相談した旨、同社の経営はうまくいっていなかった旨及び給与の遅配があった旨の証言が得られた。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち、平成5年8月から6年6月までに係る標準報酬月額を53万円に、同年7月から同年9月までに係る標準報酬月額を36万円に、同年10月に係る標準報酬月額を28万円に、同年11月から7年6月までに係る標準報酬月額を44万円に、それぞれ訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月1日から7年7月18日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成5年8月1日から7年7月18日に資格喪失するまでの標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。標準報酬月額を引き下げたことは記憶に無く、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成5年8月から6年6月までは53万円、同年7月から同年9月までは36万円、同年10月は28万円、同年11月から7年6月までは44万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である7年7月18日より後の同年7月27日付けで、5年8月1日に遡^{そきゅう}及して訂正され、それぞれ20万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかし、破産管財人は、A社の破産事件に関する資料が確認できないため具体的な手続については不明であるとしているものの、破産手続の遂行を補助する者に社会保険関係の届出書類の作成・提出等を指示し、代表者印を預けた可能性がある旨の証言をしているほか、上記遡及訂正は、同社がB裁判所から破産宣告を受けた平成7年7月21日より後のことであり、破産手続

開始後は、同社の財産の管理処分権は破産管財人に専属し、社会保険事務所への届出に必要な代表者印は破産管財人の管理下に置かれたことを踏まえると、申立人が代表取締役として当該遡及訂正処理に関与していたと推認するまでには至らない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年8月から6年6月までに係る標準報酬月額を53万円に、同年7月から同年9月までに係る標準報酬月額を36万円に、同年10月に係る標準報酬月額を28万円に、同年11月から7年6月までに係る標準報酬月額を44万円に、それぞれ訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月1日から同年11月30日まで
社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成9年3月1日から同年11月30日に資格喪失するまでの標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。標準報酬月額引下げの届出をした覚えは無く、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成9年3月1日から同年11月30日までは30万円と記録されていたところ、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である9年11月30日より後の同年12月24日付けで、9年3月1日に遡^{そきゅう}及して訂正され、9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の事業主は、申立期間当時、自らは社会保険事務に関与していなかったとしているが、申立てに係る標準報酬月額の訂正処理の責任は自らにあることを認めていることから、当時、取締役であった申立人に社会保険事務に係る実質的な決定権は無かったとみられる。

さらに、A社と事務委託契約を締結していた社会保険労務士は、申立期間当時、同事業所は資金繰りに困っており、社会保険料の滞納があったと記憶していると証言している。また、事業主の標準報酬月額も申立人と同様に、平成9年3月1日から同年11月30日までは30万円と記録されていたところ、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である9年11月30日より後の同年12月24日付けで、9年3月1日に遡及して訂正さ

れ、9万2,000円に引き下げられていることが確認できるが、事業主は、当該処理が行われたことについて認めていることから、事業主は同事業所の厚生年金保険料の滞納を整理するために、申立人及び自らの標準報酬月額を引き下げ訂正処理を行うことを承知していたものと推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格取得日に係る記録を昭和43年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月1日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B店に勤務していた昭和43年6月1日から44年10月1日までの期間のうち、43年6月1日から同年7月1日までの期間について加入記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和43年4月から平成14年3月まで、A社に継続して勤務し、毎月、厚生年金保険料を給与から天引きされ、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社が管理している申立人に係る履歴書及び異動履歴一覧により、申立人は、昭和43年4月から平成14年3月まで継続して勤務していたことのほか、昭和43年6月に同社B店に異動したことが確認できる。

また、A社からの回答内容により、申立人は、同社B店に昭和43年6月1日から勤務していたことのほか、申立期間に係る厚生年金保険料について、給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B店における昭和43年7月の社会保険庁のオンライン記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格届における資格取得日を誤って昭和43年7月1日として届け出たため、同年6月分の保険料を納付してい

ないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店Cにおける資格取得日に係る記録を昭和35年7月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年7月5日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支店C（現在は、D社C）に勤務していた昭和35年7月5日から同年8月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和35年7月4日付けでA社本社から同社B支店Cに転勤となり、平成9年*月*日に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社Cから提出された人事記録（写）により、申立人は、昭和35年7月4日付けで、A社本社から同社B支店Cに異動したことが確認できる。

また、申立人から提出された退職金支給明細書により、申立人は、昭和35年2月1日にA社に入社してから平成9年*月*日にD社を退職するまで、継続して勤務していたことが確認できる。

さらに、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用について、D社Cに照会したところ、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間の欠落については、当時の社会保険事務担当者の事務処理の誤りであった旨の回答が得られた。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が管理する申立人に係るD社Cの健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和35年8月の被保険者資格取得時の記録から、1万8,000円とすることが

妥当である。

また、申立人は、D社Cから提出された人事記録（写）では、昭和 35 年 7 月 4 日付けで、A社本社から同社B支店Cに異動したことが確認できるものの、社会保険庁のオンライン記録では、同年同月 5 日に、同社本社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できることを踏まえると、同日に、同社B支店Cにおいて被保険者資格を取得していたものと認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としているが、当時の社会保険事務担当者が厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日の記載を誤った旨を認めていることから、事業主は昭和 35 年 8 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から48年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から48年8月まで
ねんきん特別便で、昭和44年10月から48年8月までの国民年金保険料が未納とされていたことが判明した。
申立期間当時、A町役場に勤めていた父が、私の国民年金の加入手続及び保険料を納付してくれていた。申立期間直後の昭和48年9月から49年2月までの期間については、B市に転出していたため、保険料を納付しなかったことは納得している。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、B市を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳管理簿より、B市に払い出されていることが確認できることから、その父がA町役場において国民年金加入手続及び保険料を納付したとする申立人の主張には矛盾がある。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳管理簿及び戸籍の附票から、昭和48年9月22日以降と考えられ、この時点では、申立期間の過半については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人は、その父が、国民年金の加入手続及び保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、その父も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはない

と主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年8月から55年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月から55年6月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和53年8月から55年6月までの国民年金保険料が未納とされていた。

父が、私を含めて子供4人の国民年金の加入手続を行い、保険料についても納税組合を通じて納付してきたはずであり、その父が私の保険料のみを未納にするはずがない。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由、

申立人は、その父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料についても納税組合を通じて納付したと主張しているが、管轄の社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立期間直後の昭和55年7月から57年3月までの保険料を同年9月に過年度納付したことが確認できることから、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができないため、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、昭和57年3月の保険料が過年度納付となっていることから、同年5月以降と考えられ、この時点では、特例納付制度が存在しないため、申立期間の保険料を特例納付により納付することができない。

さらに、申立人は、その父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の保険料を納付したことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から41年1月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和40年4月から41年1月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間については、同居していた父が、国民年金の加入手続を行い、保険料については納税組合を通じて兄夫婦の分と併せて納付していたはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る社会保険庁のオンライン記録では、申立人は、昭和54年9月6日に国民年金に任意加入していることが確認でき、この時点では、申立期間について、国民年金被保険者資格を有しておらず、さかのぼって申立期間の保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、その父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、その父も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月10日から14年8月31日まで
社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成9年11月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得してから、14年8月31日に同資格を喪失するまでの標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。この当時は月50万円の給与を受けていたはずであり、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成9年11月から14年7月までは50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である14年8月31日より後の同年9月4日付けで、10年3月1日に遡^{そきゅう}及して訂正され、9万8,000円に引き下げられ、さらに、18年2月3日付けで、被保険者資格取得日である9年11月10日に遡及して訂正され、9年11月から13年9月までの期間について9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記履歴事項全部証明書により、申立人は、申立期間当時に同社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る滞納処分票には、同社が、申立期間当時、社会保険料の支払いに苦慮し、経理担当者及び申立人が度々社会保険事務所を訪れ、保険料支払いについて相談していた事蹟が記載されているとともに、1回目の遡及訂正の処理日である平成14年9月4日に、申立人が同年8月31日付けの適用事業所全喪届を提出した旨が記載されている。

さらに、上記滞納処分票には、2回目の遡及訂正の処理日に近接した平成18年1月26日及び同年1月31日に申立人が社会保険事務所を訪れ、滞納していた保険料の一部を支払うとともに、毎月の支払金額の更なる低減を要請した旨が記載されている。

これらのことから、申立人が2回の遡及訂正処理に係る届出を行ったものと考えるのが自然であり、申立人は自身の標準報酬月額が引き下げ訂正されることについて同意していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が行われることに同意しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 8 月 1 日から 6 年 3 月 31 日まで
② 平成 6 年 3 月 31 日から 7 年 5 月 9 日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社の厚生年金保険被保険者記録において、平成 5 年 8 月 1 日から 6 年 3 月 31 日に資格喪失するまでの標準報酬月額が実際の額と大幅に相違していることが判明した。

申立期間①については、以前から引き続き 50 万円の給与を受けていたはずであり、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

また、A社に勤務していた平成 6 年 3 月 31 日から 7 年 5 月 9 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間②については、申立期間①から継続して会社を経営していたはずなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成 5 年 8 月 1 日から 6 年 3 月 31 日までは 53 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である 6 年 3 月 31 日より後の 7 年 4 月 17 日付けで、遡及^{そきゆう}して訂正され、20 万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の閉鎖商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間①及び遡及訂正処理時において、同社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所職員の来訪を受けた際、何らかの処理をした覚えがあると主張していることから、社会保険料の滞納に関する説明を受け、その滞納保険料を完納するために自らの標準報酬月額を引き下げる手

続を行ったものと推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が行われることに同意しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

なお、社会保険庁のオンライン記録により、A社は、社会保険料を銀行口座からの自動振替により納付していたことから、同社の取引金融機関に取引履歴を照会したところ、提出された「預金元帳」では、申立期間①に社会保険料が自動引き落としされた記録は確認できない。

- 2 申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間②のうち、平成6年9月から7年4月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、厚生年金保険の被保険者であったとする申立人の主張には矛盾が認められる。

また、平成6年3月31日にA社が厚生年金保険の適用事業所で無くなっていることから、同社の代表取締役である申立人は、申立期間②について、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことを承知していたものと考えられる。

このほか、申立期間②に厚生年金保険料を給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月1日から同年10月31日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場C課D班に勤務していた昭和21年1月1日から同年10月31日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

A社B工場C課D班では、調整工として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社本社から提出された「所員退職者原簿」により、申立人は、昭和21年1月7日に同社B工場C課に入社し、同年11月21日に退職したことが確認できる。

また、申立人の身分について、同原簿に「E」と記載されていることから、このことについて、申立期間当時、A社B工場で社会保険事務を担当していた者二人に照会したところ、二人とも「E」とは正社員のことであると回答しているが、そのうち一人は、申立期間当時の各現場における正社員の厚生年金保険の適用については不明としている。

さらに、申立人が自分と同じ職種であったとして名前を挙げた同僚8人のうち連絡先の判明した7人及び申立期間当時にA社B工場において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した7人の計14人に照会したところ、9人から回答が得られたものの、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

加えて、社会保険事務所が管理する申立期間に係るA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和21年から24年までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は、全員が30年以降に資格を喪失しており、短期間で同資格を喪失している者が一人も見当たらないことについて、A社本社に照会したところ、申立期間当時に短期間勤務の者が一人も居なかったとは考え

難しいとの証言が得られている上、照会に対し回答があった同僚からも、短期間勤務の者は居たとの証言が得られていることから判断すると、申立期間当時の同社においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いは行われていなかった事情がうかがえる。

また、前記社会保険事務担当者から、申立期間当時A社には、最低でも3か月の試用期間があり、その期間は厚生年金保険に加入させていなかった旨の証言を得ており、事実、照会に対し回答のあった同僚の中には、入社日と被保険者資格取得日が一致しない者が見られ、そのうち一人は、入社して1年後に資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 30 日から 49 年 10 月 20 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 45 年 12 月 30 日から 49 年 10 月 20 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

A社では、運転手として働いていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張するA社における雇用保険被保険者記録及びA社が保管している「B」により、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 9 月 23 日から 49 年 10 月 20 日までの期間については勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険事務所が管理するA社の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間当時に厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先が確認できる 13 人に照会したところ、5 人から回答があり、そのうち 1 人からは「正社員であっても社会保険料を引かれるのを嫌って、自己申告により社会保険に入らない者もいた。また、月の稼働数が 5 番ないし 6 番 (回) と少ない者やアルバイトの者もいたが、このような者は社会保険には入れなかった。」との証言が得られたほか、他の 1 人からは、「A社に入社した時点では、社会保険の加入の取扱いはなかった。」との証言が得られた。

さらに、社会保険事務所が管理するA社の厚生年金保険被保険者原票により、上記回答があった同僚のうち 4 人は、自身が証言する入社時期より厚生年金保険の被保険者資格取得時期が 8 か月ないし 3 年程度遅いことが確認できる。

これらのことから、A社においては、従業員全員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月30日から33年7月1日まで
② 昭和36年8月1日から41年4月15日まで

社会保険庁から郵送された「ねんきん特別便」で、生前、夫がA社に勤務していた昭和30年5月1日から45年11月16日までの期間のうち、B市の店舗に勤務していた32年4月30日から33年7月1日までの期間及び36年8月1日から41年4月15日までの期間の記録が無かったことが判明した。

両申立期間については、間違いなくB市の店舗に勤務しており、厚生年金保険にも加入していたはずなので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間中にA社において厚生年金保険被保険者資格を有しており、連絡先が特定できた12人に照会したところ、5人から回答があり、そのうち2人から、両申立期間に申立人が勤務していたとするB市の店舗は昭和32年ごろに申立人が開店した店舗であり、A社とは経営が別であった旨の証言が得られた。

また、社会保険庁のオンライン記録により、B市の店舗は、新たに昭和41年4月15日に、事業所名をC社、事業主を申立人として厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できるほか、申立人の妻の証言から判断すると従業員数は5人未満であり、両申立期間については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、両申立期間当時のA社の事業主に照会したところ、申立人に係る両申立期間当時の勤務状況等を確認できる資料は残存していないとの回答であったため、申立人の両申立期間に係る勤務状況及び厚生年金の適用について確認することができない。

2 申立期間①について、社会保険事務所が管理するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和32年4月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、33年7月1日に同資格を再取得していることが確認できる。

また、当該名簿により、申立人と同様に昭和32年4月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、33年7月1日に同資格を再取得している者一人を確認できたことから、この者に照会したところ、32年ごろに申立人が開店したB市の店舗に申立人と共に移り、自身が退職するまで同店舗と一緒に勤務していたとの証言が得られたものの、申立人に係る申立期間①当時の厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

3 申立期間②について、社会保険事務所が管理するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和36年8月1日に、その妻と共に、厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、また、同事務所が管理するC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、41年4月15日に同資格を取得していることが確認できる。

また、申立期間②当時にA社の厚生年金保険被保険者資格を有しており、連絡先が特定できた従業員4人に照会したものの、いずれも回答は得られなかった。

4 このほか、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで
② 平成 4 年 12 月 31 日から 5 年 1 月 4 日まで

社会保険庁からの年金加入記録の通知で、平成 4 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日までの期間及び 4 年 12 月 31 日から 5 年 1 月 4 日までの期間について、厚生年金保険被保険者としての記録が無かったことが判明した。

いずれも A 社から B 社に異動した時期であるが、空白無く勤務していたはずなので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については平成 4 年 6 月 30 日まで、申立期間②については 5 年 1 月 3 日まで、A 社に勤務していたと主張しているところ、A 社及び同僚からは、申立人の両申立期間の退職日について確認することはできない。

また、A 社から提出された給与台帳の写しにより、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、平成 3 年 1 月 1 日から 5 年 12 月 31 日までの期間の A 社において、厚生年金保険被保険者資格について月末喪失者が多数存在することが確認できることから、このことについて同社に照会したところ、同社においては、両申立期間当時、特に取決めがあったわけではないが、月末退職の「C（同社での呼び方）」については、月末喪失扱いであった旨の証言が得られた。

加えて、申立人が挙げた同僚 4 人及び A 社において申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚 6 人に照会したところ、4 人から回答が得られたものの、申立人に係る厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

このほか、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立てに係る

事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月 2 日から同年 7 月 2 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた昭和 48 年 5 月 2 日から同年 7 月 2 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に照会したところ、申立人に係る関係資料については現存していない旨の回答であったため、申立人に係る申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、申立期間当時にA社に勤務していた同僚6人に照会したところ、3人から回答が得られたものの、申立人を覚えている者はおらず、申立人の同事業所における勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が申立人と同様にC工事をしていたとして名前を挙げた同僚は見当たらない。

さらに、前記同僚3人のうちの1人から、A社においては試用期間があった旨の証言が得られた。

加えて、申立期間に係る社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。